

表示・用語に関する規定

1. 目的

抗菌加工製品、防カビ加工製品、抗菌剤および防カビ剤（以下、これら 4 つを合わせて抗菌加工製品・防カビ加工製品等という）の表示・用語に関して統一した基準を定め、品質と安全性の確かさ、さらに正しい使用方法等の理解がえられるよう、規定類、および抗菌加工製品・防カビ加工製品等とそのカタログ・チラシ等について一定の表示・用語に関する規定を設けることによって必要にして十分な情報を表示し、抗菌加工製品・防カビ加工製品等の利用者に正しく理解されることで、社会的に貢献することを目的とする。

2. 適用範囲

(抗菌剤) 日本国又は入会規定の運用マニュアル別表に掲載する国で上市されている抗菌剤に適用する。	(抗菌加工製品) 日本国又は入会規定の運用マニュアル別表に掲載する国で上市されている抗菌加工製品に適用する。
(防カビ剤) 日本国で上市されている防カビ剤に適用する。	(防カビ加工製品) 日本国で上市されている防カビ加工製品に適用する。

3. 用語の定義

(1) 抗菌

製品の表面における細菌の増殖を抑制する状態。

(2) 防カビ

製品の表面におけるカビ等の真菌の発育を抑制することをいう。

(3) 抗菌防カビ

細菌の増殖及び真菌の発育を抑制することをいう。

(4) 抗菌剤

抗菌機能を有する剤（または材料）をいう。

剤と材の使用区分

抗菌剤メーカーが販売する抗菌剤はすべて「剤」とし、2次加工品の抗菌マスターバッチ・抗菌ステンレス等は「材」とする。本規定では「剤」で代表して表現する。

(5) 防カビ剤

防カビ機能を有する剤をいう。

(6) 抗菌防カビ剤

抗菌及び防カビ機能を有する剤をいう。

(7) 無機抗菌剤

銀、銅、亜鉛等の金属およびこれら金属の無機化合物、並びにこれらの混合物を無機化合物に含ませた抗菌剤をいう。

- (8) 有機抗菌剤
合成有機系抗菌剤、天然有機系抗菌剤をいう。
- (9) 無機防カビ剤
銀、銅、亜鉛等の金属およびこれら金属の無機化合物、並びにこれらの混合物を無機化合物に含ませた防カビ剤をいう。
- (10) 有機防カビ剤
合成有機系防カビ剤、天然有機系防カビ剤をいう。
- (11) 有機無機混合抗菌剤
合成有機系抗菌剤、天然有機系抗菌剤および、これらと無機抗菌剤との混合物をいう。
- (12) 有機無機混合防カビ剤
合成有機系防カビ剤、天然有機系防カビ剤および、これらと無機防カビ剤との混合物をいう。
- (13) 光触媒抗菌剤
酸化チタン、酸化亜鉛など光を当てると抗菌機能を生じる材料のうち粉末品に準ずるものをいう。
- (14) 光触媒防カビ剤
酸化チタン、酸化亜鉛など光を当てると防カビ機能を生じる材料のうち粉末品に準ずるものをいう。
- (15) 抗菌メタル
抗菌機能を有する金属材料をいう。
- (16) 抗菌加工製品
抗菌機能付与を目的として抗菌剤を使用して抗菌加工した製品をいい、最終製品、中間製品を問わない。但し、抗菌メタルは抗菌加工製品として取り扱うものとする。
- (17) 防カビ加工製品
防カビ加工を施した製品をいい、最終製品、中間製品を問わない。
- (18) 抗菌防カビ加工製品
抗菌防カビ加工を施した製品をいい、最終製品、中間製品を問わない。
- (19) 同等抗菌加工製品群
材料・製造方法等および抗菌等の仕様（使用抗菌剤、加工方法、添加量範囲など）が同じで、形状等副次的な要素だけが異なる抗菌加工製品等の群をいう。
- (20) 同等防カビ加工製品群
材料・製造方法等および防カビ等の仕様（使用防カビ剤、加工方法、添加量範囲など）が同じで、形状等副次的な要素だけが異なる防カビ加工製品等の群をいう。
- (21) 化学物質(化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和 48 年法律第 117 号）（以下「化審法」という。）第 2 条 第 1 項）
元素または化合物に化学反応を起こさせることにより得られる化合物（放射性物質および次に掲げる物を除く。）をいう。
①原子力基本法第 20 条に規定する放射性物質
②毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）第 2 条 第 3 項に規定する特定物質
③覚せい剤取締法（昭和 26 年法律第 252 号）第 2 条 第 1 項に規定する覚せい剤

および同条第5項に規定する覚せい剤原料

④麻薬取締法（昭和28年法律第14号）第2条第1項に規定する麻薬

(22) 既存化学物質

次に掲げる化学物質は、化審法における新規化学物質（化審法第3条第1項）に該当せず、既存の化学物質として取り扱われている。

①公示化学物質（化審法第4条第3項、第5条の2第2項）

第1種特定化学物質および指定化学物質のいずれにも該当しないものとして、公示された化学物質

②第1種特定化学物質、第2種特定化学物質、指定化学物質（化審法第25条第1項第1号により取り消されたものを含む）

③既存化学物質名簿収載化学物質（付則第2条第4項に規定する既存化学物質名簿に収載されている化学物質）

④上記①から③の混合物

(23) 安全性試験濃度

安全性試験を行ったときの「抗菌剤の濃度」をいう。

「抗菌剤の濃度」とは、抗菌剤としての製品を基準（100重量%として）にした濃度である。

(24) カビ抵抗性試験

防カビ製品のカビに対する抵抗性を見るための試験をいう。

(25) 持続性試験済製品等

標準的な使用条件で耐用年数だけ使用した後の製品の抗菌または防カビ性能を推定するために、製品区分ごとに定められた方法で持続性試験を行い、これを持続性試験済製品等とする。

(26) ラベル等

抗菌加工製品・防カビ加工製品等だけでなく、それに付属する包装箱、ラベル、取扱説明書などをいう。

(27) パンフレット等

抗菌加工製品・防カビ加工製品等に関する技術資料、カタログ、パンフレット、新聞雑誌広告、TVコマーシャル等すべての媒体も含む。

(28) 抗菌活性値

無加工製品と抗菌加工製品の表面における細菌を接種培養後の生菌数の対数値の差を示す値。

4. 抗菌加工製品・防カビ加工製品等に関する表示・用語について

自主登録した抗菌加工製品・防カビ加工製品等については、抗菌加工製品・防カビ加工製品等のラベル等に利用者が分かりやすい場所に、次に掲げる事項を表示することを原則とする。なお、JIS指定商品については工業標準化法の定めるところによるものとする。

(1) 抗菌加工製品・防カビ加工製品等の製造者名または販売者名

(2) 抗菌加工製品・防カビ加工製品等の名称および品番

(3) 使用抗菌剤の種類・使用防カビ剤の情報・加工方法・加工部位

記載及び貼付の方法は別に定める「S I A Aマーク管理運用規定」に準ずる。

- (4) 抗菌効果または防カビ効果を発揮持続させるための使用方法
取扱い上の注意、使用上の注意等で説明する。
 - (5) 抗菌「S I A A」マーク
抗菌「S I A A」マークには使用抗菌剤等の種類、抗菌加工方法、加工部位のうち必要な事項を記載しなければならない。記載の方法は別に定める「S I A Aマーク管理運用規定」による。
 - (6) 防カビ加工「S I A A」マーク
防カビ加工「S I A A」には使用防カビ剤ポジティブリスト番号、防カビ加工方法、加工部位のうち必要事項を記載しなければならない。記載の方法は別に定める「S I A Aマーク管理運用規定」による。
 - (7) 抗菌・防カビ加工「S I A A」マーク
抗菌・防カビ加工「S I A A」マークにはS I A A抗菌加工製品番号、S I A A防カビ加工製品番号、防カビ剤ポジティブリスト番号、防カビ加工方法、加工部位のうち必要事項を記載しなければならない。記載の方法は別に定める「S I A Aマーク管理運用規定」による。
5. 抗菌加工製品・防カビ加工製品等のパンフレット等に関する表示・用語について
- (1) 本会が定める表示・用語使用マニュアルによるものとする。
 - (2) 日本では薬事法、食品衛生法、農薬取締法、毒物及び劇物取締法、景品表示法などの法規制、海外では本会に自主登録された製品を製造販売する国・地域における関連法の規制を受けない表示・用語等とすること。
 - (3) JIS 指定商品については、工業標準化法によるものとする。

6. 抗菌加工製品に含有する抗菌剤の物質名の表示について

抗菌加工製品に使用している抗菌剤の物質名および使用濃度を販促資料等（*1）へ表示する場合の方法について規定する。

(1) 物質名の表示

- 1) 抗菌加工製品に使用する抗菌剤の物質名は、「抗菌剤の分類」に従い大分類名および中分類名（系）で表示する。（*2）
- 2) 複数の抗菌剤を含有する場合も、全抗菌成分の物質名を大分類名および中分類名（系）で表示する。（*3）
- 3) なお必要に応じ大分類名および中分類名以外に、化学名、一般名、略称等を併せて表示してもよい。

(2) 使用濃度の表示

- 1) 抗菌加工製品中の抗菌剤の使用濃度は表示しない。（*4）

(3) 実施の時期

- 1) この規定は平成13年7月24日以降に作成する販促資料等から順次実施する。
- 2) 既に作成済みの資料については平成15年9月まで使用を認め以後は使用しない。

[注] *1：販促資料等とは、当該製品の説明用に作成されたカタログ、チラシ、パンフレット、SDS等の製品本体に付属しない資料の類であって、製品本体と一体なったラベル、製品説明書、容器等は含まない。

*2：表示の例；有機合成抗菌剤（アルコール系）

*3：表示の例；有機合成抗菌剤（アルコール系、フェノール系）
；無機抗菌剤（銀系）、有機合成抗菌剤（アルコール系）、有機天然抗菌剤（テルペン系）

*4：抗菌加工製品中に含まれる抗菌剤は、製品の使用目的あるいは加工法によってその存在場所が異なり濃度表示が不適当な場合がある。また必ずしも抗菌剤濃度と効力とは相関していない。従って今回は個々の製品について抗菌剤の使用濃度は表示しないこととしたが、改めて製品種類別の一般的な濃度範囲を調査し、参考資料としてホームページ等で広報する。

7. 防カビ加工製品に含有する防カビ剤の有効成分名の表示について

防カビ加工製品に使用している防カビ剤の有効成分名および配合濃度を販促資料等（*1）へ表示する場合の方法について規定する。

(1) 有効成分名の表示

- 1) 防カビ加工製品に使用する防カビ剤の有効成分名は、一般名または「抗菌剤・防カビ剤の分類」に従い選択した大分類名を記載する。（*2）
- 2) 有効成分の化学名を記載する場合には化学名もしくは「抗菌剤・防カビ剤の分類」に従い選択した中分類名を記載するかまたは非開示とする。（*1）

(2) 使用制限の管理

防カビ加工製品に配合されるすべての防カビ剤は、「防カビ剤ポジティブリストに掲

げる防カビ剤からのみ選定使用し、各防カビ剤の使用制限情報の条件を満足するものとする」とあり、最大可能配合量が安全要件として規定されている。

[注] * 1 : 販促資料等とは、当該製品の説明用に作成されたカタログ、チラシ、パンフレット、SDS等の製品本体に付属しない資料の類であって、製品本体と一体なったラベル、製品説明書、容器等は含まない。

* 2 : 表示の例 ; 有機合成防カビ剤

* 3 : 表示の例 ; アルコール系

; テルペン系

; 非開示

抗 菌 剤 ・ 防 カ ビ 剤 の 分 類

[大分類]	[中分類]	[化学名・一般名]
無機抗菌剤 無機防カビ剤	銀系 亜鉛系 銅系 その他の無機系(*1)	
有機合成抗菌剤 有機合成防カビ剤	アルコール系 フェノール系 アルデヒド系 カルボン酸系 エステル系 エーテル系 ニトリル系 過氧化物系 ハロゲン系 ピリジン・キノリン系 トリアジン系 イソチアゾロン系 イミダゾール・チアゾール系 アニリド系 ビグアナイド系 ジスルフィド系 チオカーバメイト系 界面活性剤系 有機金属系 その他の有機合成系(*1)	
有機天然抗菌剤 有機天然防カビ剤	テルペン系 糖質系 トロポロン系 エステル系 その他の有機天然系(*1)	
有機無機混合抗菌剤 有機無機混合防カビ剤	— (*2)	
光触媒抗菌剤 光触媒防カビ剤	酸化チタン系 その他の光触媒系(*1)	
抗菌メタル	抗菌ステンレス 抗菌アルマイト	

(注) *1 : その他の〇〇系に該当する場合、抗菌物質の化学名または一般名等を()内に明記する。

*2 : 抗菌剤については、有機および無機抗菌剤の中分類名を表示する。防カビ剤については7. (1) 項の有効成分名に従って表示する。

制定 : 平成 10 年 6 月 24 日
改訂 : 平成 11 年 6 月 2 日
改訂 : 平成 13 年 6 月 22 日
暫定改訂 : 平成 13 年 7 月 24 日
暫定改訂 : 平成 13 年 8 月 22 日

暫定改訂：平成 19 年 9 月 21 日

改訂：平成 20 年 5 月 19 日

改訂：平成 25 年 5 月 10 日

暫定改訂：平成 26 年 9 月 18 日

改訂：平成 28 年 3 月 24 日